

令和 8 年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業に関する  
業務委託意思確認及び提案を求める公告

令和 8 年 3 月 2 5 日

次のとおり、提案書等の提出を招請します。

岡山県知事 伊原木 隆太

## 1 趣旨

令和 8 年度に発注予定である「スタートアップ・ベンチャー成長支援事業」については、スタートアップ・ベンチャー企業の優れた技術やビジネスモデルを見極め、資金調達力強化や県内企業との協業に向けて的確な支援を行うことが必要であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記 5 の要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、5 の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団と随意契約手続に移行する。なお、5 の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 3 契約限度額

37,637,059 円（消費税及び地方消費税含む。）

## 4 業務の目的

スタートアップ・ベンチャー企業（以下「SU」という。）の成長を加速させるため、SUと県内企業のマッチングの機会を創出し、協業による双方の成長促進を図るとともに、O T E X 併催の P R イベントの開催、展示会出展費用の補助、専門家による伴走支援、資金調達機会の提供等を一体的に実施し、SUの持続的な成長（事業規模の拡大）を強力に後押しすることで、県内から全国、世界へ羽ばたく企業を創出し、本県産業全体に成長の好循環が生まれることを目的とする。

## 5 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 9 その他、小分類 10 その他」であり、格付区分が A であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 過去 3 年以内に下記業務を完了した実績を有していること。
  - ・ 中小企業を対象としたセミナー等のイベント開催業務
  - ・ スタートアップ・ベンチャー等に対する支援業務
- (10) 当該業務の企画立案並びに実施に必要な能力及び体制を有していること。
- (11) 当該業務に係る経理事務等の的確な処理体制を有していること。
- (12) 業務担当責任者等が、起業・中小企業支援等に関する知識、経験を有していること。
- (13) 岡山県税を滞納していない者であること。

## 6 発注業務等

発注業務の仕様は、別紙の仕様書のとおりとする。なお業務の実施に当たっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。

- ・ 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
- ・ 業務上知り得た情報に対しては、契約期間内及び業務完了後において、機密の保持が守られること。

## 7 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

電 話：086-226-7352

F A X：086-224-2165

メール：sangyo@pref.okayama.lg.jp

## 8 業務委託参加手続等

- (1) 仕様書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和 8 年 3 月 2 5 日（水）から令和 8 年 4 月 8 日（水）まで（休日

(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所 上記7の場所に同じ。なお、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

(2) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和8年3月25日(水)から令和8年3月31日(火)まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。

イ 受付方法 令和8年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業業務に関する質疑書(様式第5号)を電子メールで送付するとともに、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認を行うこと。

なお、電話や来訪など口頭による質疑は受け付けない。

ウ 受付場所 上記7の場所に同じ。

エ 回答方法 令和8年4月3日(金)までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(3) 業務委託参加確認申請書

ア 提出期間 令和8年3月25日(水)から令和8年4月2日(木)まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるもの)に限る。以下同じ。)によることとし、提出期間内に必着とすること。

ウ 提出場所 上記7の場所に同じ。

エ 提出書類 参加資格確認申請書(様式第4号)

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書の提出があった者について、岡山県産業労働部内に設置する審査会での審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

## 9 提案書の審査等

(1) 提案書の提出方法

ア 受付期間 令和8年3月25日(水)から令和8年4月9日(木)まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。

イ 受付方法 持参又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。

ウ 受付場所 上記7の場所に同じ。

エ 提出書類 令和8年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業業務に関する提案書(様式第1号)

事業計画書(様式自由)

事業業務に関する見積書(様式第2号)

法人に関する調書(様式第3号)

その他参考となる書類

オ 記載方法 事業計画書の記載に当たっては仕様書に従い、以下の項目について仕様書の5(2)から(5)の事業区分ごとにわかりやすく記載すること。

- ・事業の実施計画、スケジュール、実施内容
- ・事業参加企業（SU、県内企業）の募集方法
- ・事業目標（SUの資金獲得件数等）及びその達成方法
- ・事業で実施するイベントの広報や集客の手法
- ・外注先及び外注内容
- ・事業実施体制（業務実施の組織体制、担当者の経歴等）

## (2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

## (3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

## 10 その他

(1) 本業務は、財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、契約手続の開始までに国の予算が成立しない等の場合、契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(3) 業務委託契約書の作成を要する。

(4) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(5) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口は、7に同じである。